

令和3年度調達等合理化計画の実施結果

1. 令和3年度調達等合理化計画における実施結果

○重点的に取り組む分野について

	取り組み内容	実施内容（下線は評価指標に対応する取り組み）
(1) 随意契約の適正化に関する取り組み	①適正性の審査・点検 引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないとするものについては、令和3年度においてもその理由等について機構内で審査する。	<ul style="list-style-type: none"> 概算金額が随契限度額以上の案件については、経理部職員で構成している契約審査チームで審査。さらに概算金額が3,000万円を超える案件については、機構内の管理職級で構成している契約審査委員会で審査し、競争性のない随意契約によらざるを得ない調達であるかの審査を行っている。
(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み	①入札説明書の電子交付等 応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、これまで運用している、入札説明書の電子交付、郵便入札を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての入札案件について、入札説明書の電子交付を継続。 郵便入札制度を継続。
	②調達情報の発信 競争性を高めるために、これまで実施している公告後の応札候補者への声掛け・業界団体への周知依頼、調達情報メールマガジン及び機構ホームページにおいて年間調達予定情報の公表を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> 調達情報メールマガジンを継続。登録者数：令和4年4月現在 2,243者 機構ホームページに年間調達予定情報を掲載。（令和4年3月公表済み） 建設専門新聞に工事の入札情報を掲載。
	③仕様書等の見直し 仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか、また、公告時期の見直しや業務実施時期を点検し、参入機会の確保など、必要に応じて引き続き改善する。	<p>辞退した事業者から辞退理由の詳細な聞き取りを行った上で、要求者と仕様要件の緩和について協議を行い、参入機会の確保に取り組んだ。</p>
	④船舶等運航委託業務の改善 機構が所有する船舶等の運航及び調査支援業務の次期契約及び北極域研究船の建造に係る機装員派遣について（いずれも令和4度～予定）、外部委員の点検・審査による意見踏まえ、適切な調達プロセスを確保した上で、調達手続を行う。	<p>参入が期待できる者に対しアンケート調査による参入意思確認手続の結果を踏まえ、新たに参入意思を表明した事業者が無いことから、現行事業者を契約候補者とする随意契約事前確認公募を実施した。</p>
	⑤北極域研究船の建造の調達 北極域での調査・観測を可能とする北極域研究船を新たに建造するにあたり、公正性、競争性及び透明性の確保した、丁寧な調達手続を行う。	<p>北極域研究船の建造の調達手続は事前に仕様書原案に対する意見招請を行うなど、公正性、競争性及び透明性の確保した、丁寧な調達手続を行った。</p>
	⑥辞退届の分析 辞退届を集計・分析し、辞退理由や入札説明書の配布が複数者であった案件が結果1者応札となった原因を分析する。 【次期契約で見直しの対象とする案件を抽出し、改善を行う】	<p><u>辞退届データに基づき辞退届理由を集計、また、公表資料データに基づき、一者応札が続いている役務契約案件について、情報の抽出を行った。</u></p>
	①契約内容・契約形態の見直し 調達規模や契約期間について着目し、契約の分割または統合や複数年化などを行うことにより、契約金額の引き下げや事務の合理化等を行う。 【契約内容や契約形態等を見直す取り組みを行う】	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>クラウドサービスの統合について</u> グラフィックデザインのクラウドサービスのアカウントについて、これまで各部署がそれぞれに発議、管理していたが、より適切なライセンス管理および効率的な調達のため、共通IDへの統合した上で一元管理に移行した上でライセンスを一括調達し、複数者応札が実現した。 ○ <u>PCR検査チケットの一括購入について</u> 機構船舶への乗船に際し、乗船者（船員、観測技術員、研究者、業者等）へPCR検査キットを事

		前に配布するため、都度、検査キットを専門機関より調達していた。一方、乗船スケジュール等の変更により検査キットの在庫数が急遽不足する、また、都度必要本数を取りまとめた上で発注を行う必要があるなど、船舶運航部門、調達部門にとって調達業務が大きな負担となっていた。これを解消するため、年間予定数量を想定し、入札を実施した上で年間の単価契約に移行し、これにより事務の効率化が図られた。
(3) 調達合理化の取り組み	②共同調達の推進 事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達を継続、推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高知コア研究所が所在している国立大学法人高知大学とのガソリン、コピー用紙及び液体窒素の共同調達を継続し、規模のメリットを狙うとともに、調達事務の合理化を図った。 ○ 横須賀本部の近隣にある国立研究開発法人と「複写機用紙及びプリンタ用紙」について共同調達を継続し、隔年ごとに調達手続を交代することによって事務の合理化を図った。 ○ 近隣の独立行政法人と、対象となる調達物について打合せを行い、共同調達の可能性について引き続き検討を行うこととした。
	③一括調達等の推進 一括調達によるスケールメリットと受注可能な調達単位による競争性確保の観点から、最適な発注単位での調達を行う。また、契約事務の効率化のため、少額で購買頻度の高い物品を対象に、引き続きネット調達の活用を推進する。	平成 30 年度から、事務用品、機器部品及び研究試薬等を要求部署にて直接発注可能となる、ネット調達システムを継続利用している。
	④規程類の改定 契約については一般競争入札等を原則としつつも、機構の研究開発業務等の特性を考慮し、随意契約もしくは随意契約事前確認公募を実施することができる事由を明確にするなど、契約等に係る仕組みを見直し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。また、技術開発を可能とする共同研究開発型の契約について検討を進める。【検討・導入の効果を検証する】	<u>開発要素を含む調達契約に関して、組織として認識すべきリスクへの対応の在り方や調達契約プロセスごとの在り方を見直し、具体的な制度案を提言することを目的として、開発要素を含むあり方検討会を設置、開催した。</u>

○調達に関するガバナンスの徹底

	実施内容(括弧は評価指標)	取り組み内容(下線は評価指標に対応する取り組み)
(1) 随意契約に関する内部統制の確立	新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達部門内に設置された契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。(少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。)また、契約金額 3,000 万円を超える随意契約については、契約審査委員会が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する体制となっている。 【規程等に基づき、適正な運用を行う】	<u>左記取組に加えて、随契限度額以上の随意契約による全ての案件について、契約の事後に契約監視委員長の点検を実施。</u>

<p>(2) 研究開発法人における契約の在り方についての検討</p>	<p>研究開発法人として相応しい調達の内実に向け、組織として認識すべきリスクへの対応の内実や調達契約プロセスごとの在り方を見直し、具体的な制度案を提言することを目的として、機構職員を構成員とする開発要素を含む契約の内実検討会(以下、「検討会」という)を令和2年度に設置した。検討会では、機構としての調達の在り方及び制度の具体的な改善策のとりまとめを行う。</p>	<p>○ 調達制度の見直しに向けた取り組み 検討会より、開発要素を含む調達契約について、組織として認識すべきリスクへの対応の内実や調達契約プロセスごとの在り方を見直し、具体的な制度案を作成することについて、提言されたことを踏まえ、調達契約の適正な履行に向けて、既存ルールをより効果的なものへと改正するなどし、以下の取り組みを中心に改善策を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要求部署と会計機関の適切な役割分担 2. 調達におけるリスクマネジメントによるリスクの最小化 3. 研究開発の特性を考慮した類型等の新設 <p>具体的な制度設計方針について、所内向けに説明会を行い、質問・意見を徴取。令和4年4月より新制度に移行した。</p>
<p>(3) 不祥事の発生への未然防止のための取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 契約の完全な履行を確保するため、請負契約等における監督及び納入時の検査・検収のルール等の運用状況を点検し、必要な見直しを行う。 ② 調達及び検収等に係る業務マニュアルについて必要に応じて随時見直しや更新を行うとともに、調達手続きに係わる職員を対象とした研修、説明会等を行う。 ③ 外部の競争的資金に関わる職員向けに研究費不正使用防止に係る取り組みを継続する。 【マニュアル通りに運用する。職員の研修等により不祥事発生への未然防止の取り組みを行う。】 	<p>○ 「<u>調達契約の適正な履行に向けた取り組み</u>」に係る研究部門との意見交換会の実施 研究グループを対象に調達制度の変更について、直接ヒアリングを行った。仕様書作成上の懸念点、監査・検査員について意見や要望が出され、ルールの説明や今後の改善の可能性等について、意見交換を行った。</p> <p>○ <u>会計システムの改修</u> 検査員みずから検査調書を作成するため、ログイン者のみ検査調書の作成可能とするなど、再発防止を目的として会計システムの改修を行った。</p>

2. 令和3年度調達等合理化計画における自己評価

「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組について推進し、業務の合理化・効率化を着実に実行した。